

養父市農業委員会

第14回会議録

令和2年11月27日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第14回会議録

1. 開催日時 令和2年11月27日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3. 議 事

議案第45号 農用地利用集積計画の承認について

報告事項

報告① 農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告④ 農地の使用貸借の解約通知について

報告⑤ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（11名）

2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔	5番 大谷忠雄
6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊	9番 西谷眞一
10番 北本健一郎	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	

5. 欠席農業委員（2名）

1番 秋山博 13番 圓山満

6. 出席推進委員（9名）

15番 内田重雄	16番 木下計介	17番 藤原隆弘	18番 鷹野孝一
19番 安達繁	20番 栗田匡晃	23番 森脇耕助	24番 井上勝雄
25番 藤原健次			

7. 欠席推進委員（3名）

14番 小林誠 21番 林田雅美 22番 上垣美由紀

8. 事務局出席職員

局長 圓山 修一 次長 稲津 義彦 主幹 森本 重良 主査 福垣 周作

事務局：ただ今より第14回農業委員会総会を開会します。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いします。

谷垣会長：皆さん、こんにちは。今日は、また午前中に外へ出ておりました。小春日和で、中にいるより外の方が暖かいような感じでした。先日までは、急に寒くなったりしましたが、今は、田んぼの畔の草刈りをするのに汗もかかないし、ちょうどいい気候で、天気さえ続いておたらいろいろな仕事ができると思っております。

今日の午前中に仕事をしていた所は、農業委員会にお諮りをした宮垣にある琴弾トンネルの両側に棚田が何十枚とある農地です。その棚田の農道がきちんと整備されていないことと、水利がしっかりとっていないので、その整備に県が3,500万円ほどかけ2年がかりの工事をしていき、工事をされた業者は市外の業者で、一生懸命されたわけではありますが、1年目の工事はとても地権者には不評で、農地を活用するにはとても具合が悪いということでした。今年2年目は地権者の皆さんも毎日現場に寄って見てくれということで、今年は順調にいったおるようです。

私も今日は棚田工事をやった所へ行きましたら、図面は県が描いたのでしょけれども「農業機械を使ったことがないのではなか」と思うようなコンクリート舗装の道になっています。それが道幅3mぐらいあったらいいですが、幅が2mぐらいの所で下手をすれば脱輪します。しかも棚田ですから傾斜は急で、危険と隣り合わせのようなことでありますので、もう少し考えてしておいたらよかったですのではないかと思います。

私が行った所は、私の土地ではありませんが、頼まれたので農業用機械を入れようと思って行ってみましたら、とんでもないことになっております。

このような事業につきましても、しっかりとわれわれ農業をする方の安全をまず考えた事業をやらなければと思いながら午前中は少し作業をしていました。

その農地は、放っておかれているので草が随分と伸びた状態になっていて、前回のときにもお話をしましたが、カッターを持ってきてもらってやろうかと農業機械の機械屋に電話をして、明日持ってきてもらうことにしました。

せっかく何千万円もかけて整備した農地を放っておくのもどうかと思います。

さて、今日の総会ではありますが、議案の中に現地調査が珍しくありませんでした。報告事項や集積の議案ではありますが、よろしく願いいたします。

議事は早く終わると思いますが、その後に研修を二つ入れております。皆さんから頂いたご意見を踏まえながら研修をしようと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

事務局：初めに会議成立について報告します。本日の出席は、農業委員13名中11名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席す

ることになっていますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員については、9名の出席ですので併せて報告させていただきます。

また、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に「会長が総会の議長となり議事を整理する」と規定されておりますので、谷垣会長にお願いしたいと思っております。

議長： 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、6番の奥藤農業委員と7番の前川農業委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第45号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第45号「農用地利用集積計画の承認について」の説明をします。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数です。面積が、田142,700㎡、畑が1,569㎡、合計144,269㎡です。利用権の設定を受ける戸数ですが、8戸です。利用権を設定する戸数は73戸となっております。

2、設定する利用権の概要ですが、使用貸借権が153筆、面積が128,158㎡です。解除条件付使用貸借が4筆で6,220㎡、賃貸借権が7筆で9,891㎡となっております。

利用権設定の期間ですが、3年契約が4筆で5,294㎡、4年契約が1筆で1,081㎡、5年契約が5筆で7,820㎡、10年契約が11筆で12,202㎡、15年契約が141筆で116,614㎡、20年契約が2筆で1,258㎡となっております。

利用権の設定を受ける者及び設定する者及び土地の所在地ですが、資料の6ページから32ページとなっております。

6ページからにつきましては、17番からなのですが、その分につきましては、大塚で土地改良事業が機構集積事業として始まります。その分の利用集積となっております。6ページの17番以降は、大塚のほ場整備関係の利用権設定の分となっております。以上で説明を終わります。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。はい、大谷農業委員。

大谷委員： 大塚の場合、ここでは、みどり公社なのですが、その先は、どのような方が受けられる予定でしょうか。分かりましたらお願いいたします。

事務局： 事務局から申し上げます。大塚のほ場整備につきましては、機構関連農地整備事業というものを使ってほ場整備を実施するのですが、こちらは、工事完了

後、目標年度が令和 12 年になっております。12 年にめがけていって農地全体の 8 割以上を担い手の認定農業者に集めるという事業になっておりますので、ゆくゆくはその方に集めるような形にはなるのですが、事業初年度につきましては、まだ実際に営農を継続されたい方等々がおられますので、その方に預けるものもあったり、担い手に預けるものもあったりと、ばらばらの状況になっております。なので、備考欄に記載させてもらうべきところですが、まだ流動的ということで、こちらは割愛させていただいております。以上です。

大谷委員： 分かりました。

議長： 他にはございませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 45 号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。報告①「農地法第 5 条第 1 項のただし書き、農地法施行規則第 53 条第 1 項第 14 号の規定による届出について」を事務局より説明を求めます。

事務局： 1 ページをご覧ください。報告①「農地法第 5 条第 1 項のただし書き、農地法施行規則第 53 条第 1 項第 14 号の規定による届出について」です。

届出番号 1 番、養父市長野の土地 1 筆、面積は 99 m²のうち 16.5 m²です。借受人は東京都新宿区の株式会社、貸付人は養父市長野の方です。農地内に携帯基地局を建てるのが届出の目的でございます。場所につきましては、2 ページをご覧ください。養父市長野の唐川という集落です。位置が分かりにくいので右下に詳細図を付けております。長野方面に行き、朝来に抜けるトンネルの手前をトンネルに向かって左側に行ってくださいと唐川という集落に入ります。そこにあります谷倉神社の前に白で囲っている所です。配置につきましては、4 ページをご覧ください。こちらが場所を確認したものです。付近の谷倉神社前の道路に面した所に青い枠で囲われるように配置をされます。この場所に続いて、5 ページにありますように携帯基地局のアンテナ 25m のものを設置する予定となっております。以上です。

議長： 事務局の説明は終わりました。それではこの件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」を事務局より説明を求めます。

事務局： 資料は、6ページ及び7ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について報告します。6件あります。10月16日から11月15日までに許可をしたものです。

6ページ、番号1番。申請の土地は八鹿町宿南、田畑でありまして、合計面積が1,632㎡、譲受人の住所は八鹿町宿南の方です。譲渡人は福知山市の方となっております。所有権を売買によって移転されます。申請日が10月6日、許可日が10月20日です。

番号2番。申請の土地は八鹿町宿南の土地で、1筆で面積が169㎡、譲受人は八鹿町宿南の方です。譲渡人も八鹿町宿南の方です。所有権を贈与によって移転されます。申請日が10月6日、許可日が10月23日となっております。

番号3番。申請の土地は八鹿町宿南の土地で、2筆で合計面積は975㎡、譲受人は八鹿町宿南の方です。譲渡人も八鹿町宿南の方です。贈与によって所有権を移転されます。申請日が10月6日、許可日が10月20日となっております。

番号4番。申請の土地は養父市場です。2筆ありまして合計面積が1,543㎡、譲受人は養父市場の方です。譲渡人は千葉県の方です。所有権の売買によって移転されます。申請日が10月13日、許可日が10月20日となっております。

7ページをご覧ください。

番号5番、申請の土地は養父市浅野で、1筆で面積が267㎡、譲受人は浅野の方です。譲渡人も浅野の方です。所有権を贈与によって移転されます。申請日が10月23日、許可日が11月5日です。

番号6番。申請の土地は、関宮の土地です。1筆で679㎡、譲受人は関宮の方となっております。譲渡人も関宮の方です。所有権を贈与によって移転されます。申請日が10月29日、許可日が11月10日となっております。以上6件の報告を終わります。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それではこの件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告③「農地法第18条第6項の規定による解約について」を事務局より説明を求めます。

事務局： 報告③「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について」の報告をします。資料としましては、事前にお配りしております資料と、今回、追加で配付しました大塚のほ場整備関連の物と二つに分かれております。事前に配付しております資料は 8 ページをご覧ください。

1 件あります。申請の土地は、森です。1 筆で 1,113 m²、賃貸人は森の方です。貸借人も森の方です。合意解約年月日が令和 2 年 10 月 31 日、土地の引渡し日も令和 2 年 10 月 31 日です。合意解約によって解約されます。続きまして、配付資料の 33 ページをご覧ください。こちらにつきましては、ほ場整備関連で条件を再設定する必要があつて解約通知が出てきたものです。ページは 34 ページ、35 ページ、36 ページとなっております。全部で 17 件あります。土地については記載のとおりとなっております。平成 29 年 3 月 31 日までに公告されたものについては、1 度解約して利用権の再設定をする必要があるため、今回、解約の通知が出てきております。大塚関連としては、17 件の解約通知が出てきております。以上で報告を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。それではこの件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告④「農地の使用貸借の解約通知について」を事務局より説明を求めます。

事務局： 資料としましては、事前にお配りしております資料の 9 ページをご覧ください。報告④「農地の使用貸借の解約通知について」の報告をします。

申請の土地は、大塚の土地です。4 筆ありまして、合計面積が 2,563 m²、賃貸人が大塚の方です。貸借人も大塚の方となっております。合意解約年月日は令和 2 年 11 月 30 日を予定されております。土地の引渡しも令和 2 年 11 月 30 日を予定しております。別の方に利用権を設定される予定です。続きまして、追加資料の 37 ページ以降をご覧ください。こちらにつきましても、大塚のほ場整備関連で中間管理権の終期の変更について申し出がありましたので報告します。農地中間管理機構関連農地整備事業に当たり、すでに農用地利用集積計画に基づき農地中間管理権の設定がされているものの終期を変更する申し出があったので報告します。ページとしましては 38 ページ、39 ページとなっております。全部で 20 件出てきております。こちらでも大塚のほ場整備関連につきまして利用権設定の終期の変更の届け出がありましたので報告させていただきます。以上です。

議長： 事務局の説明は終わりました。それではこの件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告⑤「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局より説明を求めます。

事務局： 資料としましては、事前にお配りしております資料の最後、10ページをご覧ください。報告⑤「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続の届出があったので報告をします。

1件ありました。申請の土地は、八鹿町大江の土地で、8筆で合計が3,683㎡、申請人は養父市八鹿町大江の方となっております。権利を取得した日が令和2年10月16日、所有権を相続によって取得されております。被相続人は、記載の方となっております。以上で報告を終わります。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それではこの件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。以上で第14回農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷垣重俊

署名委員 奥藤雅行

署名委員 前川 尊